



羽の情報便

平成二十五年
度税制改正
(交際費課税の特例)

1. 交際費

1) 会議費

仕事の打合せ等で、取引先と昼食を取りながらミーティングを行うこともあると思います。この場合の経費が会議費として認められるためにはいくつかの要件があります。要件を満たさない場合は、交際費となることもあります。会議費とは、会議に関連して、茶菓・弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用と規定されています。

2) 5,000円基準

平成18年度の税制改正で、5,000円基準というものが規定されました。これにより資本金の額に関わらず一人当たり5,000円以下の会議の為の飲食であれば、その支出は会議費として全額損金算入できるようになったのです。但し、損金算入できる要件として、領収書にいくつかの事項を記入しなければなりません。

(記入すべき項目)

- ・飲食等があった年月日、飲食などに参加した人数
- ・飲食などに参加した得意先などその他事業に係る者等の氏名又は名称及びその関係
- ・費用の金額並びにその飲食店などの名称
- ・その他参考となるべき事項

(注意点)

- ・社外の人との飲食が対象となるため、社内の役員や従業員などの接待のための飲食は対象外
- ・支出の対象が飲食に限られますので、贈答品などの場合は交際費となります。
- ・税務調査で人数の水増しなどが発覚した場合は、重加算税が課されます。

(ポイント)

- 別会社であれば、子会社や関連会社の役員や従業員等の飲食は5,000円基準の対象となります。
- 5,000円以下の交際費は「会議費」「雑費」「社外飲食費」「販売促進費」として処理すると良いでしょう。

2. 交際費課税の特例

平成25年度 税制改正大綱において、交際費の損金算入額の上限が拡大されました。今までは交際費は、資本金が1億円以上の企業では全額が、資本金1億円以下の企業では年額600万円以下の部分の10%が損金算入できませんでした。ところが中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入できるようになります。これにより中小企業の交際費は年800万円まで法人税はかかりません。

<交際費800万円を使った中小企業の例>

(改正前)

損金算入限度額： 600万円 × 90% = 540万円 損金不算入額： 800万円 - 540万円 = 260万円

(改正後)

損金算入限度額： 800万円 損金不算入額： 800万円 - 800万円 = 0円

尚、適用は平成25年4月1日から26年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。中小企業の交際費の支出による営業活動の促進と、景気回復を後押しするため、交際費を使ってもらい、それで消費を増やそうという狙いかと思います。現在、赤字の会社は繰越欠損金という手段もありますし、上手に上限一杯、交際費を使って頂きたいものです。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>)

■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

子供が今月から高校生となりました。私立の高校の為、結構お金がかかりました。かつての経験を生かして、看護師としてパートで働くことにしました。そして社会保険も加入することになりましたが、子どもは夫と私、どちらの扶養家族にした方が得でしょうか？

社会保険の面でも税制面でも、年収の多い方の扶養家族にした方が、負担は軽くなります。

まず、健康保険では、共働き世帯の場合、原則として、年収の多い方の扶養家族にすることが定められています。夫婦の年収が同程度の場合には、主として生計を維持する方の扶養家族になります。

つぎに、税制面では、高校生の子供がいる場合は、扶養控除(扶養親族：所得税8万円、住民税6万円)を受けられます。差し引かれる控除額は、夫婦どちらの扶養家族にするかということにかかわらず、同じ金額です。

控除額に税率をかけた金額だけ税金の負担が軽くなることとなりますので、高い税率が適用される方、つまり収入の多い方の扶養家族とした方が、税金が軽くなります。

いずれにしても、子供は年収が多い方の扶養家族にすることになります。



税金・保険のまとめ知識 (第70回)

収入保障保険・就業不能保険・所得補償保険の比較

3つの保険は、保険金を少しずつ受取っていくという点では同じです。しかし、保障内容や支払い条件が異なっております。また保険名が紛らわしいので、この3つの保険を比較していきます。

(収入保障保険)

生命保険会社が扱う商品です。被保険者が死亡した時に、死亡保険金を年金形式で受取る保険です。

(就業不能保険)

同じく生命保険会社が扱う商品です。病気やケガで入院した時に収入を保障する為の保険です。

(所得補償保険)

損害保険会社が扱う商品です。被保険者が病気やケガで働けなくなった時に所得を補償する為の保険です。

上記の様に、就業不能保険と所得補償保険は、被保険者が入院や在宅療養などで、働けなくなった時に収入を保障するもので、保険の機能としては同じものとなります。

所得補償保険は就業不能保険よりも補償期間が短くなっているのが特徴ですが、長期補償を行う商品もあります。

収入保障保険は、死亡保険金を遺族が年金形式で受け取っていくタイプです。毎月受け取る金額を自由に決めることができますが、病気やケガで入院や療養しても保険金は受け取る事ができません。

保険名	収入保障保険	就業不能保険	所得補償保険
保険会社	生命保険会社	生命保険会社	損害保険会社
支払事由	被保険者が死亡または高度障害になった時	被保険者が病気やケガで働けなくなった時	被保険者が病気やケガで働けなくなった時
保険金額	自由に保険金額の設定が可能	年収によって上限が設定されている	月収の4～7割程
保険期間	保険期間満了まで	保険期間満了まで	1～3年程度
保険金受取	月々の受取又は一時金	月々の受取	月々の受取

4月の税務カレンダー

4月15日(月)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出



4月30日(火)

2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



生命保険の基礎知識(6)

～保険の約款を読んだことありますか?～



保険法ってなんですか?

保険法とは

保険法は、保険契約に関する一般的なルールを定めた法律です。保険法は、平成22年4月1日から施行されました。この法律には、保険契約の締結から終了までの間における、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。保険契約に関するルールは、従来は商法の中に定められていましたが、商法の保険契約に関する規定は、明治32年の商法制定後、100年近くにわたり、実質的な改正がなされていませんでした。そのため、表記は片仮名・文語体のままで、また、現在広く普及している傷害疾病保険に関する規定が存在せず、現在の保険制度に適合しない内容となっている等の問題があったことから、現代社会に合った適切なものとする必要がありました。そこで、この商法の保険契約に関する規定を全面的に見直し、独立した法律にしたものが新しい保険法となっています。

保険法の特徴

保険法の特徴としては、まず、現在広く普及している傷害疾病保険に関する規定が設けられ、傷害や疾病に基づいて保険金が支払われる保険契約についても保険法のルールが及ぶことになりました。また、保険契約者、被保険者および保険金受取人の保護のための規定が整備されました。具体的には、告知制度に関する規定が見直されたり、保険金の支払時期に関する規定が新設されたりするとともに、それらを含む多くの規定が「片面的強行規定」とされました。「片面的強行規定」に反し、保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効となります。



ちょっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(44)

知ってるようで知らない二十四節気とは?-その4-



『立秋』 りっしゅう

8月8日頃、申月の正節で、まだ残暑が厳しい季節ですが、暦の上では秋に入り、風のそよぎや雲の色や形などに秋の気配が漂いはじめます。

『処暑』 しょしょ

8月23日頃、申月の中気。暑さが止むの意味で、涼風が吹き渡り、暑さも徐々に収まっていきます。穀物が実り始め収穫も目前の季節です。

『白露』 はくろ

9月8日頃、酉月の正節で、朝夕には山野に白露が宿り、秋の気配が感じられる季節です。せきれいの鳴きはじり、つばめが去っていきます。

『秋分』 しゅうぶん

9月23日頃、酉月の中気。春分と同じく昼夜の時間がほぼ同じで秋のお彼岸にあたります。先祖を敬い亡くなった人の御霊を偲ぶ日です。



今月のコラム

今年もゴールデンウィークが間もなく始まります。今年のカレンダーで見るお休みのパターンは、前半と後半で分かれてしまっていますが、中には十連休なんていうゴージャスなお休みを取られる方も結構いらっしゃるのではないのでしょうか。欧米では二週間程度の夏休みを取ることもめずらしくありませんが、日本人はなかなかそうもいきません。このゴールデンウィークは、旅行やレジャーでリフレッシュできるチャンスですので大いに楽しみたいものです。

ところでゴールデンウィークは連休という塊りで考えてしまいがちですが、いったいどんな祝日があったのかカレンダーを見ずに言えますでしょうか？ スタート(四月二十九日)は、もともと昭和天皇の誕生日だった昭和の日、五月三日は憲法記念日、四日のみどりの日、そして、皆さんご存じの五日の子供の日があります。二日のメーデーも祝日になれば振替休日と合わせてお休みももっと取れるのですが……。

「ゴールデンウィーク」というコトバを調べてみたところ、もともと映画業界用語のようで、最近では、損保ジャパンが登録商標を取得しています。NHKではこのコトバは宣伝になってしまうことから「大型連休」という表現を使っているそうです。ぜひニュースなどで確認してみてくださいね。

まだまだ寒暖の差がありますので、体調管理は十分に、連休前のお仕事頑張ってくださいませ。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

連休も目前です。頑張りましょう！

